

平成27年度 介護サービス事業者集団指導 次第

日時 平成28年3月15日(火) 9:30~

場所 旭川市大雪クリスタルホール 音楽堂

1 開会

2 平成27年度実地指導における指導事項について

担当：旭川市福祉保険部指導監査課

3 実地指導以外の留意事項について

担当：旭川市福祉保険部指導監査課

4 平成28年度制度改定，総合事業について

担当：旭川市福祉保険部介護高齢課

5 介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

担当：旭川労働基準監督署

6 介護労働安定センターの役割について

担当：介護労働安定センター北海道支部

7 食費・居住費の負担限度額認定，住所地特例について

担当：旭川市福祉保険部介護高齢課

8 閉会

平成27年度実地指導における指導事項について (福祉保険部指導監査課作成)

全サービス共通

○会計の区分

〔事例〕 指定介護サービス事業所ごとに経理の区分、指定サービス事業の会計とその他事業の会計（有料老人ホーム等）を区分していなかった。

指定介護サービス事業者は、指定サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する必要があります。介護サービスの事業の人員・設備・運営に関する基準において、「事業所ごとに事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない」と定められています。

「平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知」

○事故報告について

〔事例〕 「旭川市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に定める報告が必要な事故等について、旭川市に報告を行っていなかった。

旭川市へ事故報告が必要な事故等については、「旭川市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に定めていますので、再度確認をお願いします。

（取扱要領掲載場所） 事業者向け〈健康・福祉・子育て〉 高齢者・介護保険〉 申請・届出〉 その他（事故等発生時の報告、行政処分）

○職員の資格証について

〔事例〕 事業所で保管すべき職員の資格証が確認できなかった。

職員の資格証は、採用時に必ず原本で確認し、事業所で複写し保管してください。サービスによっては資格がなければ従事できない職種（訪問介護の訪問介護員等）があるため資格の確認は厳重に行ってください。

○管理者の責務について

〔事例〕 事業所の管理者が業務の状況を把握していなかった。

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。

また、管理者は事業所の従業者に対して、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。

管理者が自ら法令を遵守するのは当然のことですが、その他の従業者の方にも法令を守ってもらうよう、管理者として必要な指示を行ってください。

事業所内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合、管理者は直接の関与がない場合でもその監督責任を問われます。

管理者は、常勤で管理業務に専従することが原則となっています。

他職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職員との兼務は「管理上に支障がない範囲内」でしか認められません。兼務により管理業務に支障が生じている場合は基準違反に該当します。

○各種サービス計画（訪問介護計画、通所介護計画等）

〔事例〕

各種サービス計画を作成した後に、利用者の同意を得ず、交付もされていなかった。

各種サービス計画を作成した後に、速やかに利用者からの同意を得ておらず、相当の日数が経過した後に同意を得ていた。

各種サービス計画の計画期間の終期が到来しているにもかかわらず更新がなされていなかった。

各種サービス計画の内容が、居宅サービス計画の表現と同一であったり、抽象的な表現がなされていた。

各種サービス計画の内容が当該事業所を利用している他の利用者と同じで、画一的に記載されており、計画に個別性・具体性がない。

・各種サービス計画の立案に際しては、居宅介護支援事業所等と密接な連携を図り、サービス担当者会議や日常の連絡等を通して、常に利用者の心身の状況等の把握に努め、利用者の日常生活の状況や希望を把握して、サービスの目標及び当該目標を達成するために必要な具体的なサービス内容等をサービス計画に記載してください。

・各種サービス計画は、あらかじめ、その内容について、利用者又はその家族に対し速やかに説明し、利用者の同意を得てください。（利用者が各種サービス計画に同意した場合は、利用者の氏名を各種サービス計画の同意欄に記名・押印又は署名を受けるか同意を得たことを記録してください。）

・各種サービス計画を作成した場合は、遅滞なく利用者に交付してください。

・各種サービス計画は、最新の当該居宅サービス計画に沿って作成し、必要に応じて随時変更を行ってください。

・指定介護サービスの目標等を明確にし、具体的なサービスの内容を利用者に分かりやすく記載した各種サービス計画を作成してください。

・各種サービス計画に従って提供したサービスの実施状況及び目標の達成状況について記録したうえで計画の評価を行ってください。

○非常災害対策

〔事例〕 避難訓練及び消火訓練を実施していなかった。

防火管理について、消防計画が策定されていなかった。

防火管理者等を定め、非常災害に対する具体的な計画を立案し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。避難訓練の回数については、事業所の規模によって異なりますので、消防法に定めるとおり行ってください。

また、訓練の状況など実施結果や反省点等を記録、保存するなど、非常時における対応方法について職員間においても情報共有を図ってください。

【旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第111条】

○身体拘束について

〔事例〕 身体拘束を行う上で必要な手続をしていなかった。

「緊急やむを得ない場合」に例外的に身体拘束を行う場合においては、要件・手続の面で慎重な取り扱いが求められます。身体拘束に関しては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し、必ず家族へ説明し同意を得てください。

【身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省）】

○介護員の医療行為について

〔事例〕 介護職員等が、医療行為を行っているとの通報があった。

医師や歯科医師、看護師などの免許を持つ者以外の者が、医療行為を行うことは、医師法や歯科医師法、保健師助産師看護師法などで禁止されています。

医療行為として該当するかどうかは次の通知を御確認ください。

「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について
医政発 0726005 各都道府県知事宛 厚生労働省医政局長通知」

(抜粋)

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）
- 5 患者の状態が条件を満たしている場合の医薬品の使用等

訪問介護

○記録の整備について

〔事例〕 サービス提供の記録が、提供後速やかに記録されていなかった等。

サービス提供の記録については、訪問介護の提供後速やかに記録してください。また、記録には提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況を記録する必要があります。

【旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 20 条第 2 項】

○職員の配置及び勤務実績について

〔事例〕 訪問介護員等(サービス提供責任者を含む)の必要員数は、常勤換算方法で 2.5 以上だが、それを確認するために必要な勤務実績が、訪問介護事業所と有料老人ホーム(未届も含む)と混在していたため、指定訪問介護事業所として配置すべき必要な人員が確認できなかった。

訪問介護事業所としての勤務実績を作成してください。

(参考)

○指定訪問介護事業所の訪問介護員等の人員に含むことができる勤務の例

- ・指定訪問介護事業所の訪問介護員としての勤務
- ・指定訪問介護事業所のサービス提供責任者としての勤務

×指定訪問介護事業所の訪問介護員等の人員に含むことができない勤務の例

- ・事業所の管理者としての勤務
- ・同一敷地内の他事業所の職員としての勤務
- ・併設される有料老人ホーム(未届も含む)の職員としての勤務 等

○訪問介護計画について

〔事例〕 居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを提供していた。

居宅サービス計画では週に 2 回位置付けられているが実際は週 3 回提供していた。

訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないため、必要に応じて変更してください。

既に作成された訪問介護計画と居宅サービス計画が異なる場合は、速やかに担当の居宅支援事業者と連携し、必要な情報を提供してください。

○特定事業所加算

〔事例〕 サービス提供責任者から訪問介護員に対する文書等の確実な方法での伝達を確認できなかった。

サービス提供責任者は訪問介護員に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により指示を行ったうえでサービスの提供を行うとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員から適宜報告を受けてください。なお、前回のサービス提供時の状況について、毎回「特に変化なし」との記載ではなく、具体的な利用者の状況を記録するようにしてください。

通所介護

○利用料について

〔事例〕 運営規程に定めがない利用料を徴収していた。

徴収している費用の科目と実際の内訳が乖離していた。

その他費用として徴収する場合は、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」により、その他費用として利用者の選択により実費相当の費用徴収となるようにしてください。

○個別機能訓練加算（Ⅰ）、（Ⅱ）について（通所介護、短期入所生活介護共通）

〔事例〕 個別機能訓練計画が他職種共同で作成されていない。（共通）

開始時及びその後3月ごとに1回のモニタリングが行われていない。（共通）

個別機能の訓練に必要な人員配置がなされていない。（共通）

機能訓練目標に具体性がない。（Ⅱ）

個別機能訓練加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の概要

| | 個別機能訓練加算（Ⅰ） | 個別機能訓練加算（Ⅱ） |
|-----------|---|--|
| 訓練の目的、趣旨等 | 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数メニューから選択できるプログラムの実施が求められ、座る・立つ・歩く等ができるようになるといった身体機能の向上を目指すことを中心に行われるものである。 | 利用者が居宅や住み慣れた地域において可能な限り自立して暮らし続けることができるよう、身体機能の向上を目的として実施するのではなく、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」といった生活機能の維持・向上を図るために、機能訓練指導員が訓練を利用者に対して直接実施するものである。 |

| | | |
|------------|--|---|
| 機能訓練指導員の配置 | 常勤・専従1名以上配置 (時間帯を通じて配置) | 専従1名以上配置 配置要件に定めない |
| (機能訓練指導員) | 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 看護職員, 柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師 | |
| 個別機能訓練計画 | 利用者ごとに心身の状況に応じた上で | 利用者ごとに心身の状況を重視した上で |
| | 多種職種共同で作成 | |
| 機能訓練項目 | 利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう複数種類の機能訓練項目を準備し, 利用者の状況に応じ選択して実施。 | 利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練項目 ・実践的な訓練を反復して行うことが中心となる。 ・実際の生活上の行動そのものや, それを模した行動を反復して行うこと ・事業所内外の実地的な環境下で訓練を行うことが望ましい。 |
| 訓練の対象者 | 人数制限なし | 5人程度の小集団または個別 |
| 訓練の実施者 | 制限なし | 機能訓練指導員が直接実施 |
| 実施回数 | 実施回数の定めなし | おおむね週1回以上 |
| 居宅訪問 | 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で, 個別機能訓練計画を作成し, その後3月ごとに1回以上, 利用者の居宅を訪問した上で, 利用者又はその家族に対して, 機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し, 訓練内容の見直し等を行っていること。 | |

※それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから, それぞれの個別機能訓練計画に基づいた訓練を実施する必要がある。

○運動器機能向上加算について

〔事例〕 運動器機能向上計画に短期目標, 長期目標の設定が無かった。

モニタリングが1か月ごとではなく, 3か月ごととしていた。

運動器機能向上加算の概要

| | |
|------------|--|
| 目的 | 当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならず, 自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意しつつ行うこと。 |
| 機能訓練指導員の配置 | 専従1名以上配置(時間帯を通じて配置) |
| (機能訓練指導員) | 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 看護職員, 柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師 |
| 計画 | 利用者の運動器の機能(考慮すべきリスク, 利用者のニーズ, 運動器機能)を利用開始時に把握した上で運動器機能向上計画を作成 多種職種共同で作成 (長期目標はおおむね3か月程度で達成可能な目標, 短期目標は長期目標を達成するためのおおむね1か月程度で達成可能な目標。介護予防サービス計画と整合がとれたもの) 利用者ごとに, 実施する運動の種類, 期間, 頻度, 1回当たりの実施時間, 実施形態記 |

| | |
|------------------|---|
| | 載した計画を作成すること。 利用者に運動器機能向上計画・効果・リスク・緊急時の対応等について説明し、同意を得ること。 |
| モニタリング及び事後アセスメント | 運動器機能向上サービスの提供状況を記録する。 利用者の短期目標に応じて、目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についておおむね1月ごとにモニタリングを行い記録する。 実施期間終了後長期目標達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を介護予防支援事業者へ報告すること。 |
| 訓練の対象者 | 個別 |
| 訓練の実施者 | 制限なし |
| 実施回数 | 実施回数の定めなし |

居宅介護支援

○サービス担当者会議の開催、訪問、モニタリングについて

〔事例〕

サービス担当者会議の出席について、当該利用者にサービスを提供している事業者が参加しておらず、また意見の聴取等も行わないまま、居宅サービス計画を変更していた。（特に、福祉用具貸与・訪問介護（介護タクシー）の事業者の不参加が目立った。）

月1回利用者宅を訪問していない。

利用者の状況が記載されていない。

モニタリングの記載が長期間にわたり、同じ内容が記載されていた。

短期目標や長期目標が達成されているとのモニタリングが続いてるにも関わらず、居宅サービス計画の変更の必要性がないと判断されていた。

○指導事項

居宅介護支援の業務が適切になされていない場合は、運営基準減算となります。

居宅サービス計画の新規作成及び変更時に

- ・月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接していない場合
- ・月に1回のモニタリングの結果を記録していない場合
- ・サービス担当者会議の開催等を行っていない（やむを得ない場合を除く。）。
- ・居宅サービス計画の原案を利用者・家族に説明し、同意を得て、居宅サービス計画を交付していない場合。

次の場合はサービス担当者会議の開催が必要です

- ・居宅サービス計画を新規に作成した場合
 - ・要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
 - ・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
 - ・居宅サービス計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）
- 【旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第16条】

施設系サービス（介護福祉施設等）

○浴槽水について

〔事例〕 浴槽水の取り換えが2週間に1回しかされていなかった。
浴槽水の塩素濃度の管理が適正にされていなかった。

浴槽水は、毎日、完全に取り換えることが原則であり、これによりがたい場合であっても浴槽水の汚染状況を勘案して最低でも1週間に1回以上完全に取り換えしてください。

「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改定について（平成27年3月31日健衛発0331第7号）

○個別機能訓練について

〔事例〕 3月に1回のモニタリングがされていなかった。

個別機能訓練加算は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し記録してください。

○入所判定について

〔事例〕 入所判定のランク付け（優先順位）と実際の入所の順が一致していなかった。

入所判定会議による入所者の検討に当たっては、判定指針に基づいてランク付けをするとともに、入所決定手続きの透明性の確保の観点から、入所決定の検討状況を適切に記録してください。

地域密着型サービス 認知症対応型共同生活介護

○計画作成担当者について

〔事例〕 計画作成担当者が、他の共同生活住居の業務を行っていた。

計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合において当該共同生活住居の他の職務に従事することは認められていますが、他の共同生活住居の業務を行うことはできないことから、注意してください。

【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第113条第5項】

○入居時の診断について

〔事例〕 入居時に医師の診断書等により認知症であることが確認できない利用者がいた。

入居申込者の入居に際しては、医師の診断書等により、当該入居申込者が認知症であることを書面により確認し、保管してください。

【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第117条第2項】

○認知症専門ケア加算

〔事例〕 認知症専門ケア加算の対象外の利用者にも加算を算定していた。

認知症ケア加算の対象者は、認知症高齢者の日常生活自立度が主治医意見書でⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当する利用者のみ算定が可能です。

小規模多機能型居宅介護

○居宅サービス計画の作成について

〔事例〕 登録者の居宅サービス計画に不十分なものが見受けられた。
登録者の居宅サービス計画が作成されていなかった。

小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たり指定居宅介護支援等基準条例第16条各号に掲げる具体的取組方針に沿った一連の業務を行ってください。

【旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第96条第2項】

○長期の宿泊者への福祉用具の利用について

〔事例〕 長期の宿泊者が宿泊先である当該事業所内において特殊寝台等の福祉用具貸与を利用していた。

長期の宿泊サービス利用者について、宿泊先である当該事業所内において特殊寝台等の福祉用具貸与を利用することは不適切です。また、自宅での生活が困難な状況が継続し、帰宅できない状態が続くのであれば、施設サービスの利用等について検討を要することから、介護支援専門員はアセスメントを十分に行い、適切なサービス提供がされるよう留意してください。